

タイトル

静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

もくじ

不安を煽り、運気の悩みにつけ込む手口に注意！
～靈感商法のトラブル～

お得に見える通信販売広告に注意！
～意図しない定期購入トラブル～

不安を煽り、運気の悩みにつけ込む手口に注意！ ～靈感商法のトラブル～

開運ブレスレットなどの購入を機に悪質な勧誘に遭い、高額なお金を支払ってしまったなどのトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。なかには、本人だけでなく家族の運勢についても良くないことを強調して不安を煽り、冷静な判断力を失わせて勧誘するケースも見られ、注意が必要です。

ケース①

雑誌の広告を見て1万円の開運ブレスレットを購入したところ、後日販売業者から電話で「先祖の供養をしないと家族に災いが降りかかる」と言われ、祈祷代の50万円を振り込んでしまった。さらに、その後も勧誘が続き、祈祷代や開運商品などに高額な料金を支払ってしまった。

ケース②

週刊誌で「無料の運命鑑定」を見つけ業者に電話したところ、運勢が良くなる数珠を勧められて3千円で購入した。数日後、業者から電話で「あなたは邪気が強い」と祈祷を勧められ、50万円を振り込んでしまった。今のところ運気が良くなったようには思えない。

怪しい壺

怪しい数珠

「祈祷しないと災いが…」と電話で脅す業者

電話越しの業者におびえ、財布を見つめて支払いを決めようとする高齢女性

【被害に遭わないためのポイント】

□ 業者の言葉をうのみにせず、慎重に判断しましょう

高額なお金を支払うことで運が開けるとは限りません。雑誌広告などのうたい文句や不安を煽る業者の言葉に惑わされず、不安を煽られても安易に契約してしまわないよう冷静に判断することが必要です。

□ トラブルに巻き込まれたら一人で悩まず相談しましょう

「断ったら不幸になる」「家族がどうなっても知らないぞ」などと業者が脅迫的な言葉で迫ってくる場合もあります。このような場合には一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談するなどして周りに助けを求めることも大切です。

お得に見える通信販売広告に注意！ ～意図しない定期購入トラブル～

全国の消費生活センターには、インターネット通販のトラブルの他に、新聞広告等の「定期購入」に関する相談も多数寄せられており、インターネット利用が少ない人も注意が必要です。

ケース①

インターネット通販で、「初回お試し価格、10日間解約保証」と書かれた健康商品を注文したが、効果を感じられず解約を申し出ることになった。しかし解約保証期間中でも「4ヶ月分の代金の支払い」が解約条件だと言われ、規約を見返すと下部にその記載があったが、注文時は全く気が付かなかった。

定期購入だと知り
驚く高齢男性

ケース②

見出しに大きく「初回限定500円」と記載されたサプリメントの折り込み広告を見て、電話で注文したところ、無事に届いた。しかし翌月も同じ商品が届いたため不審に思い、広告を見返すと、「初回限定」の文字から離れた箇所に、小さな文字で「解約の御連絡が無い限り商品が毎月送付されます。翌月以降のお支払いは4千円です。」と記載されていた。

大量に届いた
サプリメント

【被害に遭わないためのポイント】

□ 「定期購入」が条件でないかを購入前にしっかりと確認しましょう

「定期購入」であることが小さな文字や、わかりにくい表現で記載されていることもあります。商品到着後にも明細書などで改めて「定期購入」になっていないかどうかを確認するようにしましょう。また、返品・解約ができるかどうか購入前に必ず確認しましょう。

□ 購入前には業者の情報や解約条件を確認し、注文や事業者とのやりとりの記録を残しましょう

解約方法が電話しかなく、実際にはつながりにくい場合もあるため、業者の連絡先や解約方法は事前に確認しておきましょう。また、通販サイトの最終確認画面や注文時のメールなどを保存しておくことで、トラブルに巻き込まれた際、消費生活相談窓口への相談で活用できます。

参考：独立行政法人国民生活センターウェブサイト

「通信販売」にはクーリング・オフがありません！

注文後は消費者の都合で一方的にキャンセルできず、業者が定めた特約に従うこととなります。

県の消費生活相談窓口(平日9:00～16:00 土日祝日および年末年始は受け付けておりません。)

● 東部県民生活センター

TEL 055-952-2299

● 中部県民生活センター

TEL 054-202-6006

● 西部県民生活センター

TEL 053-452-2299

※靈感商法に関する弁護士相談を実施しています。詳細はお問い合わせください。

郵便番号の入力で、お近くの市町の消費生活相談窓口へおつながります！

消費者ホットライン¹⁸⁸ (局番なし)

※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。※通話料がかかります。(通話料金定額プランの対象外です。)

- ・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンス等で受付時間や連絡先をご案内します。
- ・PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

〈発行〉 静岡県 くらし・環境部 県民生活課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2175

(2023年9月発行)